

おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用に関する管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、品質が均一なおうとう「ジュノハート」(以下「ジュノハート」という。)の普及拡大及び認知度向上を目的とし、青森県が商標権を所有するジュノハートロゴマーク(以下単に「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの種類)

第2条 本要綱の適用となるロゴマークは、別表1のとおりとする。

2 ロゴマークの使用方法は、この要綱に定めるもののほか、別添「ジュノハート&青森ハートビート ロゴマニュアル」(以下「ロゴマニュアル」という。)のとおりとする。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、次のいずれかの場合に限り使用できるものとする。

(1) 次の商品(包装資材及び梱包資材を含む。以下同じ。)に貼り付け、又は印刷して使用する場合

ア 「おうとう『ジュノハート』ブランド化推進協議会生産者名簿」に登録されている生産者(以下「登録生産者」という。)が生産したジュノハート

イ アを原材料として製造された加工品であって、青森県が商標権を有する別表2に定めるもの

(2) (1)の製品に係るPR又は販売促進活動に使用する場合

(3) その他ジュノハートの認知度向上に資すると認められる場合

(ロゴマークの管理)

第4条 ロゴマークの管理は、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長(以下「食ブランド・流通推進課長」という。)が行うものとする。

(ロゴマークの使用の承認)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を食ブランド・流通推進課長に提出し、承認を受けなければならない。

2 申請書には、ロゴマークを使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で、おうとう「ジュノハート」のブランド化の推進に寄与すると認められるものは、承認手続を省略することができる。

- (1) 報道機関（報道利用又は青森県若しくは関係団体・組織等の所在する市町村等（以下「協議会員団体等」という。）によるPR利用に限る。）
- (2) 小売等販売関係事業者（青森県又は協議会員団体等との連携によるPR利用に限る。）
- (3) その他青森県が申請を要しないと認める者

（ロゴマークの使用の承認の要件等）

第6条 食ブランド・流通推進課長は、申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合にあっては、おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）により使用を承認する旨を、以下のいずれかに該当する場合にあっては、おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用不承認通知書（第3号様式）により使用を承認しない旨を通知するものとする。

- (1) ロゴマークの使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められること。
 - (2) ロゴマニュアルに定める使用方法を遵守していないと認められること。
 - (3) 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められないこと。
 - (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められること。
 - (5) ロゴマークの使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあること。
 - (6) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められること。
- 2 食ブランド・流通推進課長は、前条第1項の規定により承認をするに当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 前条第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第三者にロゴマークを使用させてはならない。

（ロゴマークの使用の承認の期間）

第7条 ロゴマークの使用の承認の期間は、使用を承認した日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までとする。

- 2 使用の承認の期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとする者は、改めて第5条第1項の規定による申請を行い、前条の承認を受けなければならない。

（ロゴマークの使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用の承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの表示は、ロゴマニュアルを遵守すること。
- (3) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (4) ロゴマークの使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任の

下に必要な措置を講じること。

- (5) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに青森県に連絡すること。
- (6) 第三者との係争、審判、訴訟等について、青森県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (7) ロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、青森県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (8) 青森県がロゴマークの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、青森県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。
- (9) ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により青森県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を青森県に賠償すること。
- (10) ロゴマークの使用の承認を受けて製作した包装資材を、登録生産者又はロゴマークの使用の承認を受けた者以外に使用させないこと。また、販売しないこと。

(使用の承認の変更)

第9条 使用者は、使用の承認を受けた事項に変更が生じるときは、ロゴマークの使用承認変更申請書(第4号様式)に承認通知書及び変更後の見本を添えて、食ブランド・流通推進課長に提出し、改めて変更後の承認通知書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

(使用の中止)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、ロゴマーク使用中止届(第5号様式)に承認通知書(変更があったときは変更後のもの)を添えて食ブランド・流通推進課長に届け出なければならない。

(使用の承認の取り消し)

第11条 食ブランド・流通推進課長は、前条の届出をしていない者であっても、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第6条第1項に掲げる審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他ジュノハートのイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の承認が取り消された者は、使用の承認の取り消し後2週間以内に、ロゴマークを使用した商品等を廃棄しなければならない。

3 青森県は、使用者が第1項の規定により使用の承認を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、ロゴマークの表示に要する

経費は、使用者の負担とする。

(商標の管理)

第13条 青森県は、使用の承認又は不承認を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、食ブランド・流通推進課内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名・住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 使用承認番号
- (6) 承認年月日
- (7) 満了年月日

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、青森県が別に定める。

附 則 (令和元年6月28日)

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則 (令和2年6月19日)

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則 (令和5年4月10日)

この要綱は、令和5年4月10日から施行し、令和元年6月28日に遡って適用する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

ジュノハート用ロゴマーク

1 段組タイプ



2 並列タイプ



別表 2 (第 3 条関係)

内容	商標法施行令 (昭和 3 5 年政 令第 1 9 号) 別 表に定める商品 及び役務の区分
冷凍果実、加工野菜及び加工果実、豆乳、カレー・シチュー 又はスープのもと	第 29 類
茶、コーヒー、ココア、菓子、パン、サンドイッチ、食酢、ド レッシング、砂糖、はちみつ、アイスクリームのもと、シャー ベットののもと、穀物の加工品、弁当、酵母、即席菓子ののもと、 パスタソース、食用粉類	第 30 類
ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料	第 32 類
日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒	第 33 類

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 印

おとう「ジュノハート」ロゴマークの使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり
使用を承認します。

なお、使用に当たっては、おとう「ジュノハート」ロゴマークの使用に関する
管理要綱の規定を遵守してください。

記

- 1 申請者
住所（主たる事業所の所在地）
氏名（名称及び代表者の職・氏名）
- 2 使用目的
- 3 使用する形態
- 4 使用期間
年 月 日～ 年 月 日
- 5 使用承認番号

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 印

おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったおうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用承認申請について、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

第4号様式（第9条関係）

おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用承認変更申請書

年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

申請者

住所（主たる事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

年 月 日に使用の承認を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用に関する管理要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 使用承認番号
- 2 使用承認商品等
- 3 変更する事項
※使用承認通知書の写し及び変更後の商品等の見本（実物又は写真、図案等）を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

第5号様式（第10条関係）

おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用中止届

年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

申請者

住所（主たる事業所の所在地）

氏名（名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

年 月 日に承認を受けた本件商標の使用を中止するので、おうとう「ジュノハート」ロゴマークの使用に関する管理要綱第10条の規定により、承認通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 使用承認番号
- 2 使用承認商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考